

## 審査の結果の要旨

氏名 後藤 純

本論文は、近年自治体において急速に普及しつつある協働のまちづくり事業制度を対象に、全国自治体へのアンケート調査によって普及実態を明らかにし、その課題と可能性について、典型自治体への詳細なケーススタディを通じて明らかにしたものである。

論文では、まず、市民社会組織が地域社会において主導的に課題解決に取り組む「まちづくり事業」を支援する自治体制度を協働のまちづくり事業制度と定義し、さらにその制度形式から、活動助成方式、事業提案方式、事業委託方式の3つの型に区分した。

その上で、全国自治体における協働のまちづくり事業制度の普及実態についてアンケート調査によって把握し、全国自治体の約半数において協働のまちづくり事業制度が導入されており、そのうちの6割が活動助成方式であり、事業提案方式が4割弱、事業委託方式は1%に満たないことを発見した。

更に、活動助成方式の典型事例として東京都練馬区を、事業提案方式の典型事例として神奈川県大和市を、事業委託方式の典型事例として千葉県我孫子市をとりあげケーススタディを行った。ケーススタディからは以下の各点が明らかになった。

活動助成方式では、地域の共同性の回復を目指す活動やテーマ団体による相互学習をめざした活動などが制度を通じた助成と他の必要な支援策を併せて行うことで実現されていた。

事業提案方式では、社会問題や地域のニーズに対応した公益性のある事業が提案されており、採用された事業は、長期的にみれば市民社会の自由な発意の結果として先駆的な取り組みとなっている点が評価された。

事業委託方式は、事業ノウハウや実施体制の整った団体が主体となり、行政が設定する条件に基づいてコスト削減と質の向上が図られていた。ただし福祉サービスの提供といった他の組織と競合する事業を受託するには、高度なノウ

ハウを有し実施体制を整えている必要があることが判明した。

結論では、まず現在の制度が抱える課題について、3つの方式（型）の相互比較を通じて指摘し、同時に各制度において活用されていた「優れた仕組み」を抽出した。その上で、協働のまちづくり事業制度の実効性を高めるための制度構成ためのポイントを整理し、最後に、協働のまちづくり事業制度の可能性について論じた。

審査会では、主に、当該制度の他のまちづくり関連制度との違いや特徴、各ケーススタディから得られる知見の妥当性、そして当該制度の評価について質疑が行われた。

その結果、協働のまちづくり事業制度は、自治体の創意工夫のもとに普及・発展し得る制度であり、他のまちづくり関連制度と比較しても、地域主権の時代においてより重要な役割を果たし得る制度であり、当該制度の実態と課題の解明を目的とした本論文の意義や課題設定の適切さが確認された。

また、本論文は、以下に示すとおり、これまでの研究には無い新たな知見・成果を含んでおり、学術的価値が高いことが確認された。

第一に、本論文では、協働のまちづくり事業制度の全国的な普及実態について初めて明らかにした。

第二に、ケーススタディを通じて、各自治体が各自治体のおかれた状況に応じて様々な創意工夫のもと制度を構築し運用していることを明らかにした。

第三に、その一方で、制度を運用する上で3つの方式（型）に共通した課題やポイントが存在していることを明らかにした。

第四に、制度運用と並行して市民社会組織の主体形成を行うことの重要性を見いだした。

第五に、地域主権の時代における当該制度の可能性を、実態分析を踏まえて指摘した。

よって本論文は博士（工学）の学位請求論文として合格と認められる。